

安全の手引き

平成28年1月1日

在ウガンダ日本国大使館

目次

I 序言	1
II 防犯の手引き	2
1 防犯の基本的な心構え	2
(1) 一般的な心構え	2
(2) 防犯対策に労を惜しまない	2
(3) 生命の安全を第一に行動する	2
2 最近の当地の犯罪発生状況	2
3 防犯のための具体的注意事項	3
(1) 住居	3
(2) 外出時の注意事項	6
(3) 生活上の注意点	8
(4) 交通事情と事故対策	11
(5) テロ・誘拐対策	12
4 緊急連絡先	14
III 在留邦人用緊急事態対処マニュアル	16
1 平素の心構えと準備	16
(1) 連絡体制の整備	16
(2) 一時避難場所及び緊急時避難先	16
(3) 緊急事態時における携行品、非常用物資の準備	17
2 緊急事態発生時の行動	17
(1) 心構え	17
(2) 大使館への連絡	17
(3) 国外への退避	18
(別紙) 緊急事態に備えてのチェックリスト	19
IV 結語	20

I 序言

ここ数年国際テロ事件をはじめ、海外における安全を取り巻く環境は更に厳しくなっています。ウガンダにおいても2010年7月に首都カンパラ市において自爆テロ事件が発生し、多数の死傷者を出しました。また、失業率が高いことから凶悪事件を含む一般犯罪が増加傾向にあり、在留邦人や邦人旅行者をはじめ多くの外国人が犯罪の被害に遭っています。

この「安全の手引き」は、在留邦人の皆様がウガンダで日常生活を送るうえで「自分の身は自分で守る」ための一助となるよう、一般犯罪(凶悪犯罪を含む)被害、交通事故等を防止することを目的に作成したものです。本編には在留邦人向け「緊急事態対処マニュアル」も掲載しておりますので、併せて当地における安全対策にお役立てください。

II 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

(1) 一般的な心構え

ウガンダにおいて何が危険なのかを知るとともに、日本人が如何なる存在であるかを自覚して防犯に対する意識を高めることが大切です。身の回りや生活範囲内においても常々安全への問題意識を持って行動してください。ウガンダの治安情勢は日本と大きく異なります。このため、犯罪傾向はもとより現地の生活や社会の仕組みなどの基本情報についても可能な限り収集することが大切です。

また、一般的にウガンダ人にとって日本人は裕福であるという認識を持っており、特に犯罪者の目からは「多額の現金を所持している」、「警戒心に欠けている」、「反撃されない」、「外国語が苦手である」などと映っていることから、犯罪者の標的になりやすい存在であることを自覚し「安全は意識して確保するもの」という心構えを持つことが重要です。予防こそが最善の危機管理です。

(2) 防犯対策に労を惜しまない

防犯体制の整った家に住もうと思えば家賃が高いなど、安全を考慮した住居の選定には多大な時間と労力を要します。しかし、その労を惜しまず「お金で解決出来るところはお金を支払う」と割り切って防犯対策に努め、被害者となる可能性を出来るだけ低くすることが大切です。

(3) 生命の安全を第一に行動する

実際に危険な場面に直面した場合、例えば銃やナイフで脅され金品を要求された時は先ず自分の生命・身体の保護を最優先し、相手に抵抗するようなことは絶対に避けてください。

2 最近の当地の犯罪発生状況

首都カンパラ等の市街地では、渋滞中や停車中の車から物を盗む事件やバイクから歩行者のバッグ等を奪い取る事件が多発しています。ウガンダではこれまで邦人が殺人等の凶悪犯罪に巻き込まれたということは報告されていませんが、夜間の住居侵入において住人に暴行を加え物品を窃取する事件をはじめ、ひったくりや強盗などの犯罪被害に多くの人たちが巻き込まれていますので、十分注意する必要があります。

3 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居

(ア) 住居選定

(a) 場所の留意点

- ・「退役軍人スラム」、「政党事務所」及び「過去にデモが行われた通り」などの危険地帯やその周辺を避けます。
- ・在留邦人の住居所在地を考慮します。
- ・住居から「警察」、「病院」、「勤務場所」、「学校」及び「スーパーマーケット」などへの経路に危険な場所（「街灯がない」、「ひと気がない」、「草むらがある」、「道が悪く車を減速せざるをえない」等）はないか確認します。

(b) 住居の留意点

(i) 独立家屋

- ・三方が別の住居に囲まれていると容易な侵入経路を減らすことが出来ます。
- ・家屋の建物は鉄筋コンクリート製が望ましいです。
- ・外塀の外側に照明のない暗がりがあれば、そこから侵入される可能性が高くなります。
- ・隣家と比較して自宅住居のほうが侵入されやすいと思われる場合は、安全上の不備に応じた防犯対策を講じる必要があります。

(ii) 集合住宅

- ・不特定多数の人が自由に入出入りできれば、侵入者も簡単に自宅の入口まで到達できてしまいます。
- ・居住者以外の者が勝手に出入りできない構造もしくは管理体制になっているか確認します。
- ・警備員の勤務態度（夜間に居眠りしていないか、持ち場を離れていないか）を住人に確認します。
- ・裏口もしっかり管理されているか確認します。
- ・敷地内に不特定多数の人が往来する施設（「レストラン」、「店舗」等）がないか、またはそのような施設に入出入りする者が容易に住居部分に進入されないよう管理されているか確認します。
- ・侵入者の標的となりやすい低層階は避け、3階以上の階を選びます。但し、明らかに他の階より豪華な最上階などは逆に狙われる可能性があります。
- ・警報装置（「防犯センサー」、「非常押釦」等）が適切な場所に設置されているか、警備会社の対応に問題ないか確認します。なお、オ

フラインシステムであっても一定の効果は期待できます。

- ・緊急時に安全かつ迅速に避難できるよう避難経路が確保されているか, 消防設備に不具合はないか確認します。また, 避難経路に荷物などの障害物はないか安全に歩くことが出来るかなど, 自分の足で歩いて確認します。
- ・室内から敷地内の警備員に連絡する手段があるか確認します。

(iii) 独立家屋及び集合住宅共通

- ・ゲートの開閉が遅いなど敷地に入るまでに時間がかかれば強盗に襲撃される可能性が高くなるため, 敷地内への出入りがスムーズに行えるか確認します。
- ・尾行された場合は安全な場所に逃げられるよう, 付近に人通りの多い道や警備員のいる施設を確認しておきます。
- ・前の入居者が転居した理由をそれとなく聞いてみます。

(イ) 住居の防犯対策

(a) 独立家屋の外周

(i) 外塀

- ・外塀は容易に破壊されないコンクリート製等, 頑丈なものが望ましいです。
- ・高さは可能な限り高い方が望ましいです。
- ・周囲に侵入の足場となる箇所(「樹木」, 「電柱」等)がないか, またそのような物が放置されていないか確認します。さらに, 敷地内から建物内に忍び込むことが出来る箇所についても注意する必要があります。
- ・塀の上に障害物(「ワイヤーブレード」, 「電気柵」等)が設置されていることが望ましいです。

(ii) 門扉

- ・外塀と同等の強度, 高さが望ましいです。
- ・簡単に破壊できない鍵を設置します。
- ・来訪者と連絡が取れる「インターホン」が設置されていることが望ましいです。

(iii) 庭

- ・「植え込み」, 「樹木」及び「背の高い雑草」などは「不審者」, 「不審物」の隠れ蓑になるので, 日頃より手入れを行い室内から庭全体が見渡せるようにしておきます。
- ・ベランダや屋根等から侵入の足場となるような物は撤去します。はしご等は放置しないようにします。

(iv) 防犯灯

- ・外塀に防犯灯を設置すれば発見されることを恐れ、侵入を躊躇させる効果があります。
- ・庭と建物の外周に照明設備を設け、庭に身を潜めやすい暗がりを作らないようにします。
- ・室内から外を照射できる強力な懐中電灯を常備します。

(b) 独立家屋及び集合住宅共通

(i) 玄関・勝手口等の扉

- ・表札など不特定の人に名前や日本人が住んでいることが判る物は、犯罪を誘発しますので設置しないようにします。
- ・扉を開けずに来訪者を確認できるドアスコープが設置されていることが望ましいです。しかし、日本のドアスコープと異なり外側から室内が見えてしまうタイプが設置されていることもありますので、その場合は内側から布等で室内の様子が分からないよう遮断します。
- ・扉と扉枠は堅牢なものとし、金属製が最良で木製の場合は容易に破られない1枚板で厚さ5cm以上のものにすることが望ましいです。
- ・強固な鍵を2箇所以上設置し、門(カンヌキ)を追加することが望ましいです。
- ・日本や欧米製の鍵が堅牢で壊れにくいため、南京錠など持込むのに負担にならない鍵類については、第三国から調達することをお勧めします。
- ・入居時に全ての鍵を交換することが望ましいです。
- ・在宅中も施錠を心掛け、頻繁に開閉する扉には開扉を知らせるチャイム等の設置が望ましいです。

(ii) 強盗等の侵入経路

- ・自宅や隣接建物の屋根やテラス、非常階段からの侵入は盲点となりやすいので注意します。実際、これらの経路を使った強盗による邦人被害が散見されます。

(iii) 窓

- ・侵入される可能性のある窓全てに鉄格子を設置します。この際、車のジャッキで変形されないよう模様型で間隔が狭い格子が理想です。また、壁内の鉄骨に溶接するなど安易に外すことが出来ない工夫をします。他方、火災発生時に備え内部から開閉できる

部分を作り、脱出口を確保しておく必要があります。

(iv) 避難室

- ・強盗が侵入した場合、身の安全を確保し外部へ連絡するための避難室を設置する必要があります。一般的に避難室は主寝室が適当とされています。
- ・避難室の扉は鉄扉又は扉の手前に鉄格子扉を設置します。
- ・避難室の扉には「錠前」、「門」を2箇所以上取り付け、ドアスコープがあることが望ましいです。
- ・避難室の窓には鉄格子を設置します。
- ・避難室から外部に連絡ができるよう、就寝時は携帯電話を手元に置く習慣を付けてください。また、警備員など外部に異常を知らせるものを備えておきます。音を出して警備員や近隣住人に気付いてもらうことが重要です。

(2) 外出時の注意事項

(ア) 「スリ」、「ひったくり」、「置き引き」、「暴行」、「路上襲撃」等の予防

- ・緊急時の連絡先電話番号を常に携帯しておきます。
- ・現金は必要以上持たず、小分けにして持ちます。
- ・カード類は脅迫によって暗証番号を自白させられ現金を引き出される可能性があるため、必要な時以外は持ち歩かないようにします。
- ・華やかな服装や装飾品は控えます。「ネックレス」、「バッグ」、「携帯電話」等は歩行中にバイク等からすれ違いざまにひたたくられることがありますので、携行時は十分注意してください。
- ・タクシーパークなどの混雑した場所やスラム街には可能な限り近づかないようにします。集会等がある場所も民衆が暴徒化する可能性がありますので近づかないようにします。
- ・「通勤」、「通学」、「買い物」等に使用する路程は、時間帯や経路を固定すると犯罪のターゲットになりやすいので、安全な複数のルートを使い時間帯や外出する曜日にも出来る範囲で変化を持たせます。
- ・出張等で普段行かない場所へ行く際には、事前に現地の治安情勢や携帯電話の使用可能エリアか、また燃料補給場所や道路状況などを確認しておくことをお勧めします。
- ・パーティー等に参加する場合は、信頼のおける主催者及び参加者が可能な範囲で確認し、目的や参加者に不安がある場合は避けたほうが無難です。
- ・自宅に限らず屋外に出る時は不審者の有無など周囲の安全を確認してから出るようにします。

- ・公共の場で「政治」,「宗教」,「文化」等について,批判したりすることは控えます。
 - ・路上で「大麻」,「コカイン」等の薬物を売りつけてくることがあります,ウガンダでも違法ですので絶対に買わないでください。
 - ・ウガンダ環境規約にて,公共の場での喫煙は禁じられていますので注意してください。
 - ・見知らぬ人物からもらった飲み物や食べ物には睡眠薬が混入されている可能性があるので注意します。また,一人でいる場合は自分の飲食物を置いてその場を離れることのないようにします。
 - ・駐車する際は安全な場所(「照明があり警備員が近くにいる」,「駐車場から目的地まで長距離歩かない」等)を選びます。
 - ・車両移動中はドアロックを必ずし,窓は開けないようにしてください(開ける場合でも手が入らない5 cm程度)。
 - ・車両に積む荷物は座席など目に付くところに置かず,トランク等に入れます。
 - ・車両は「ライト」,「タイヤの溝」,「空気圧」,「各種オイルの量」等を含め常に良好な状態にしておきます。燃料も非常時に備え,常にタンクの半分以上入れておきます。
 - ・車両には故障等に備え「修理道具」,「スペアタイヤ」,「牽引ロープ」,「消火器」,「ブースターケーブル」,「発炎筒」等を入れておきます。
 - ・交差点等で停車する際は,強盗が近づいてきても逃げられるよう,前の車両との間隔を詰め過ぎないようにします。
 - ・尾行されている可能性がある場合は「ルート変更」,「Uターン」等をして交通量の多い道路を使い警備員のいるホテルの駐車場等,安全な場所へ一時的に避難します。
 - ・車両運転中に見知らぬ人物が近づいてきた場合は,強盗の可能性も排除できませんので停車しないようにします。車両が故障していると声を掛け,親切心を装って接触し犯行におよぶ場合もありますので注意してください。
 - ・強盗に遭ってしまった場合は,生命の安全を第一に考えてください。犯人を刺激しないよう抵抗せず指示に従います。焦って急な行動をとると反撃されると誤解し攻撃を受ける可能性があります。ポケットに手を入れる等の行為は,武器を取り出すのではないかと誤解される可能性がありますので,動作を行う場合はゆっくり行います。
- (イ) 住居侵入(空き巣)の予防
- ・自宅から外出する際は各窓の施錠を確認し,扉を施錠したことを確認

して外出します。数分の外出であっても必ず施錠します。

- ・帰宅時は自宅の周囲に不審者が潜んでいないか、侵入された形跡がないか確認してから自宅に入ります。
- ・子供だけの留守番は、極力させないようにします。

(ウ) 夜間の外出について

- ・必要最低限に留め、単独や徒歩での外出は控えます。
- ・郊外への移動は犯罪や交通事故に巻き込まれやすいため、不要不急時以外は避けるようにします。
- ・日頃から現地の人や周囲の人に夜間通らないようにしている場所を確認します。
- ・室内の「電灯」、「テレビ」、「ラジオ」をつけておき、留守だと思わせないことも抑止効果になります。
- ・夜間路上に出てバイクタクシー等を待つのは危険です。

(エ) 車上荒らしの予防(ドライバーが待機しない場合)

- ・車内に鞆やパソコンといった物を置いて行かない。
- ・路上駐車は出来る限り避けます。やむを得ず路上駐車をする際は、人通りや衆目があるところを選びます。また、長時間の駐車は狙われる可能性も高くなるので控えます。
- ・ドアキーを防犯性の高いものに交換し「ハンドルロック」、「シフトロック」を取り付けるのも効果があります。
- ・サイドミラーやランプ類も盗まれることがありますので、ドアミラーは倒し、出来ればミラーに車両のナンバーを刻印、ランプ類はリベット止めしておきます。
- ・盗難防止装置および防犯グッズ等を設置することは防犯対策上有効です。安価な物で構いませんので音、光、ステッカー等警戒していることが分かる物を設置することをお勧めします。

(3) 生活上の注意点

(ア) 知人・友人

- ・知り合っ間もない外国人の知人・友人を自宅に宿泊させないようにします。過去に日本人男性がウガンダ人の友人を自宅に宿泊させたところ、就寝中に現金やクレジットカード等が入った財布を盗取されました。
- ・ウガンダでは毒殺事件が頻繁に発生しており、その多くが嫉みや恨み、金銭問題によるものと言われています。親しい間柄であっても反感を買うような言動は慎み、また金銭問題に巻き込まれないようにして下さい。

(イ) 近隣

- ・日頃から派手な生活は慎み,出来るだけ周囲に溶け込むようにします。周囲の人々と良好な人間関係を保つとともに,犯罪につながるような情報は口外しないよう気をつけます。
- ・不自然な騒がしき,異様な静寂など周囲の音にも気を配ります。

(ウ) 訪問者

- ・扉をすぐに開けることはせず,ドアスコープで外側の様子を確認します。なければ近くの窓から確認して不審者ではないか,不審者が近くにいないか確認します。
- ・訪問理由が工事等であれば派遣元,大家または管理会社等に連絡して工事内容等確認します。事前に連絡がないものについては入室させない方が良いでしょう。
- ・親しい知人であっても見知らぬ人が一緒の時や非常識な時刻の訪問には,十分注意する必要があります。

(エ) 使用人

- ・使用人の雇用は信頼できる人から紹介を受けるようにし,使用人が犯罪の手引きをしないよう常日頃から言動や態度に注意します。
- ・使用人がつい出来心で盗みを働きたくなるような環境を作らないように注意します。
- ・使用人が無用心にならないよう「来訪者への対応」,「電話の対応」及び「主人不在時の対応」の各要領を教育します。
- ・使用人がいる時に鍵を放置したり使用人に鍵を預けたりすると,複製される可能性があります。外出時は使用人がいても鍵を持って出るようにします。
- ・防犯上,使用人とのコミュニケーションを密にし,信頼関係を築くことも大切ですが,公私混同してしまわないよう気を付けることも重要です。
- ・警備員は夜間寝ていないか,出入りする者や車両を十分チェックしているか等を観察し,優秀な警備員がいればその者を常に配置するよう警備会社に申し入れるのも有効です。
- ・警備員が泥棒を黙認あるいは共謀し,自ら窃盗を働くといった事案が日常的に発生しているので,警備員を過信しないようにします。特に銃を携行している場合は,住民を襲撃する可能性も否定できません。
- ・警備員が変更となった場合は,怪しい行動や言動がないか注意します。警備会社の管理や警備員自体の質にばらつきがあります。警備会社に所属しているからといって信頼しないようにしてください。

(オ) 鍵

- ・就寝時はすべてのドア(「各部屋」,「トイレ」,「バスルーム」等)を施錠した上,鍵は全て寝室に持って入ります。特に寝室は施錠忘れのないよう注意します。
- ・鍵の本数を定期的に確認し,紛失や不要な複製はないか調べます。
- ・不要な複製鍵はすぐに切断等して悪用されないよう処分します。

(カ) 郵便物等

- ・「差出人不明」,「切手の貼り過ぎ」,「差出人の住所と消印の場所が違う」,「丈夫過ぎる梱包」,「異常な重さ」,「重さに偏りがある」等は注意する必要があります。

(キ) 電話

- ・こちらから名前を名乗るのは避け,家族の行動予定も話さないようにします。
- ・家族が事故にあった等で呼び出しがあった場合,関係者に電話し事実であることを確認してから行動します。

(ク) 長期旅行

- ・異常を感知したら警備員等が駆けつける警報システムを設置しておくことが望ましいです。その場合は駆けつけた警備員がどのような対処をするのか,事前に確認しておく必要があります。
- ・「親しい知人や同僚に住居の鍵を預けて点検を依頼し夜間に照明を点灯してもらう」,「自動タイマーでラジオを作動させる」等をして,長期不在であることを悟られないようにしておくことも効果的です。
- ・使用人を不在中に住居へ住まわせたり,使用人等に鍵を預けたりする場合,その人物が信頼に値するという確証がある場合のみにすべきです。

(ケ) 職場

- ・危機管理についての担当部署を設置し,普段からの防犯対策や緊急事態の役割分担及び対処方法を定め,マニュアルを作成しておきます。
- ・脅迫電話があった場合のチェックリストや対処方法を決めておきます。
- ・業務中の面会はアポイントや面識の有無を確認してから行うようにします。
- ・仕事関係や面識のある人以外への名刺交換は避けます。
- ・掛かってきた電話は記録に残し,可能ならば録音装置に記録しておきます。
- ・外部で爆発や銃撃があった際に被害を軽減するため,窓ガラスに飛散

防止フィルムを貼付することが望ましいです。

- ・外部から在・不在等の行動が確認できないよう、ブラインドは常に閉めておくことが望ましいです。

(4) 交通事情と事故対策

(ア) 公共交通

全体として整備不良車両が多く、運転も無謀な運転手が多いです。また、任意保険に加入している車両は少ないです。マタツ(乗合タクシー)やボダボダ(バイクタクシー)は手軽な乗り物ですが、事故が多発しています。マタツに乗車中はスリに気を付け、荷物は胸で抱えるようにして持ちます。また、ボダボダは交通量の多い都市部では交通事故の発生率が極めて高く危険なため、安全上の観点から極力利用しないことをお勧めします。

(イ) 交通事情

- ・交差点、ラウンドアバウトでは、強引な割り込みをする車両が多く注意が必要です。
- ・マタツやボダボダは交通法規を無視して走行している場合が多く、特にボダボダは車両の死角になりやすいところを走行している場合が多いので、接触しないよう周囲の状況をしっかり確認しながら運転する必要があります。
- ・ヘルメットを着用していないボダボダの運転手や乗客を見かけますが、ウガンダでも交通違反となりますし大変危険ですので、やむを得ず乗車する場合は、必ずヘルメットを着用してください。
- ・対抗車線を逆走してまでも追い越しを掛けてくる車が多いので注意してください。また、対向車が現れると急に割り込んで来るため注意が必要です。
- ・夜間は常時ハイビームにして走る車両が多いうえ、のんびり道路を横断している歩行者もいるので注意する必要があります。また、整備不良で片側のライトしか点灯していない車両や全くライトを点灯していない車両、荷物で後部の燈火類や反射板が見えない車両もありますので注意します。

(ウ) 道路

- ・ウガンダの道路は全般的に状態が悪く、舗装路でも陥没箇所が多数ありますので十分注意する必要があります。
- ・雨天の際は各所で道路が冠水し、深みにはまった車両等で渋滞することがあります。冠水している道路を走行する場合、極力前方車両の後をついて行くようなハンドル操作を心がけてください。

- ・主要幹線道路の大半は片側一車線程度と道幅が狭いにもかかわらず、大型車両が無謀なスピードで往来し、追い越しや割り込みも頻繁です。特に、夜間においては無謀な運転をする車両が多く大変危険で、重大事故が多発しています。自分が安全運転を心掛けていても、他の車両による無謀な運転や飲酒運転により事故に巻き込まれる可能性がありますので注意が必要です。また、車両で遠方へ行く場合は、故障等を想定して可能であれば複数の車両で移動することをお勧めします。
- ・舗装していない道路では、前方車両が巻き上げた小石などがフロントガラスに当たり割れることがありますので、前方車両との車間距離を十分保ちながら走行してください。

(エ) 交通事故を起こしたら

- ・日本と異なり、原則、警察官が到着するまで車両は移動させないでください。車両の移動は過失を認めたり証拠を隠滅させたと思われるりと状況を不利にさせます。また、証言の齟齬を生じさせ解決に時間と労力を費やすことを誘発させます。
- ・野次馬が集まり暴力を受けるなどのトラブルに巻き込まれる恐れがありますので、場合によっては不用意に車外へ出ないようにします。
- ・すぐに保険会社に電話を掛け、対処について相談することもひとつの手段です。
- ・その場にいることが危険だと感じた場合、被害者の救護が可能であれば乗車させ病院または警察署へ向かってください。しかし、被害者が大怪我をしており動かすことが困難な場合は救護することなく、ただちにその場から離れて最寄りの警察署へ向かってください。

(5) テロ・誘拐対策

ウガンダで生活していく上で特に気をつけていかなければならないのがテロです。2010年7月、サッカーワールドカップ南アフリカ大会決勝戦の模様をパブリックビューイングで放映していたところ、自爆テロが発生し74人が死亡、84人が負傷しました。その後、テロ事件は発生していませんが、ソマリア武装勢力アル・シャバーブは、首都カンパラを襲撃することを度々宣言しており、治安当局関係者はテロ対策に傾注しています。テロリストや誘拐犯は事前に綿密な調査を行いますので、その予兆がないか注意して生活する必要がありますが、普段からテロリストの「目的」、「能力」、「動向」やウガンダ人の対日感情の変化等について情報収集に努めます。テロリストは、より多くの犠牲者を出すことで自分たちの力をアピールします。このため、人が大勢集まる時間帯や場所が犯行に選ばれますので、買い物をする日にちや時間帯をずらして行動することが、事件に巻き

込まれない予防の一つとなります。

(ア) 安全の3原則

- ・「目立たない」
- ・「行動を予知されない」
- ・「用心を怠らない」

(イ) 誘拐事件対応ポイント

- ・直ちに大使館に連絡して下さい。
- ・情報の管理には特に気をつけて下さい。

(ウ) 誘拐事件の電話対応

- ・会話を録音する, もしくは出来るだけ複数の人でメモを取ります。
- ・出来るだけ犯人に話しをさせ, 犯人の声の特徴など, 出来る限り情報を収集します。
- ・犯人のみが知り得る人質の個人情報の提供を求め, 相手が真に人質を取っている犯人かどうかを確認します。
- ・人質との会話, 人質の生存の具体的証拠を求め, 健康状態を常に確認します。
- ・今後も長く交渉を続けなければならない相手であるとの前提のうえ, 犯人を刺激せず信頼関係の構築に努めます。
- ・先方の要求を確認します。
- ・次回の連絡方法, 日時を確認します。

4 緊急連絡先

(1) 在ウガンダ日本国大使館

開館は、祝祭日を除く月～金 08 : 30～17 : 15

- ・開館時 : 041-4349542～4
- ・閉館時 : 075-2734469
075-2734460

(2) 警察・消防・救急

- ・999または112
- ・Kampala Central Police Station : 041-4254561
- ・Old Kampala Police Station : 041-4235097
- ・Jinja Road Police Station : 041-4234827
- ・Katwe Police Station : 041-4510336
- ・Kira Road Police Station : 041-4541516
- ・Wandegeya Police Station : 041-4254300
- ・Entebbe Police Head Quarters : 041-4320291

(3) 主要病院案内

(ア) カンパラ市内

- ・Nakasero Hospital : 041-4346150/2/4
077-6516596
031-2346150
- ・The Surgery : 077-2756003
075-2756003/4 (夜間・救急)
- ・Kololo Hospital : 041-4231935
- ・International Hospital Kampala : 031-2200400
041-7335921
077-2200400 (救急)
- ・AAR Health Services : 041-4255991/5
071-2255991
079-2255991
- ・Case Hospital : 031-2250770/700/362
031-2261123
- ・Dr. Musawwir Ahmad(歯科) : 041-4256880
- ・Mulago Hospital : 041-4554001/6/8

(イ) 主要地域病院

【中部】

- ・ワキソ県 Entebbe Grade(A) Hospital : 041-4320058

- ・ムコノ県 Kawolo Hospital : 0 4 1 - 4 4 4 8 2 0 4 / 6
- ・マサカ県 Masaka Hospital : 0 4 8 - 1 4 2 0 0 1 8
- ・ルウェロ県 Kiwoko Hospital : 0 4 1 - 4 6 1 0 1 3 2

【西部】

- ・ンバララ県 Mbarara Hospital : 0 4 8 - 5 4 2 1 8 0 6
- ・カバレ県 Kabale Hospital : 0 4 8 - 6 4 2 2 0 0 6 / 7 2 6
- ・ホイマ県 Hoima Hospital : 0 4 6 - 5 4 4 0 1 2 2 / 4 1 2 / 0 4 9
- ・ブシェニ県 Comboni Hospital : 0 4 8 - 5 4 4 3 2 3 1
- ・カセセ県 Kagando Hospital : 0 7 7 - 2 4 2 7 5 6 1

【東部】

- ・ジンジャ県 Jinja Hospital : 0 4 3 - 4 1 2 0 0 0 0 / 1 / 2 / 3 / 4 / 5
- ・イガンガ県 Iganga Hospital : 0 4 3 - 4 2 4 2 0 4 5 / 0 2 2
- ・クミ県 Kumi Hospital : 0 4 5 - 4 4 7 1 0 0 9
- ・パリサ県 Pallisa Hospital : 0 4 5 - 4 4 7 5 0 0 3
- ・トロロ県 Tororo Hospital : 0 4 5 - 4 4 4 4 7 2 2 / 5 1 5 / 5 5 5
- ・ムバレ県 Mbake Hospital : 0 4 5 - 4 4 3 3 1 9 3

【北部】

- ・アルア県 Arua Hospital : 0 4 7 - 6 4 2 0 0 1 8 / 2 4 6 / 2 4 7
- ・アガゴ県 Kalongo Hospital : 0 7 7 - 2 2 0 4 7 4 7
- ・グル県 Gulu Independent Hospital : 0 4 7 - 1 4 3 2 2 7 9
- ・キトゥグム県 St. Josephs Hospital : 0 4 7 - 1 4 3 9 2 8 4
- ・リラ県 Lira Hospital : 0 4 7 - 3 4 2 0 0 2 3 / 1 3 9
- ・モロト県 Moroto Hospital : 0 4 5 - 4 4 3 5 0 9 9

(4) 滞在許可

- ・Department of Immigration : 0 4 1 - 4 2 3 1 0 3 1

(5) 観光協会

- ・Uganda Tourist Board : 0 4 1 - 4 3 4 2 1 9 6

(6) 主要カード会社の連絡先

(ア) JCB

- ・紛失盗難受付デスク : +8 1 - 4 2 2 - 4 0 - 8 1 2 2

(イ) VISA

- ・VISA グローバル・カスタマー・アシスタンス : +1 - 4 4 3 - 6 4 1 - 8 1 2 2

(ウ) MASTER

- ・MASTER グローバル・サービス : +1 - 6 3 6 - 7 2 2 - 7 1 1 1

(エ) AMERICAN EXPRESS

- ・メンバーシップ サービスセンター : +8 1 - 3 - 3 2 2 0 - 6 1 0 0

Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

平成28年1月1日

在ウガンダ日本国大使館

緊急事態対処マニュアル

当国において「内乱」、「クーデター」、「大規模な暴動」等の緊急事態が発生した際、大使館は全力をあげてその対応に当たりますが、在留邦人の皆様におかれましても安全対策に万全を期して頂くことをお願いします。

そこで、大使館として内乱等が起きた際に皆様が迅速に対応できるよう、平素の心構えと必要な準備についてのマニュアルを参考までにお配りします。

1 平素の心構えと準備

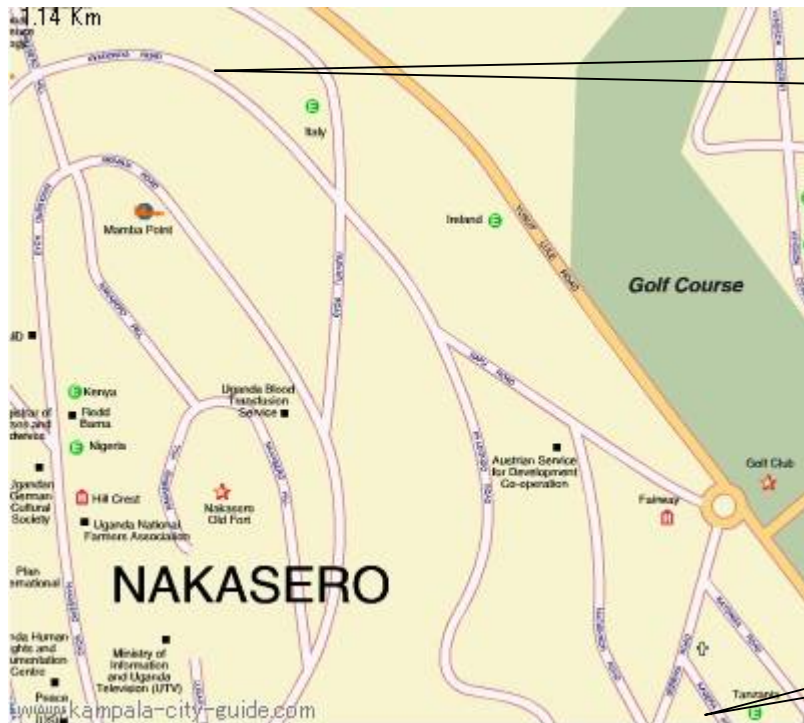
(1) 連絡体制の整備

- ・3ヶ月以上滞在する場合は在留届を提出して頂く必要があります。また、転居等により連絡先が変更になった場合や、ウガンダでの生活を終えて出国する際は、必ず変更届または帰国届を提出してください。なお、ORRnetで在留届を提出された方は、引き続きインターネットから各種変更手続きを行ってください。
- ・所属先や家族間でも緊急時の連絡方法を決めておき、平素よりお互いの所在を把握しておくことが重要です。
- ・緊急事態が発生した際には、大使館から「電話」、「Eメール」、「SMS」で情報提供等を行います。これら連絡手段が不通になった際は大使館ホームページ上に治安情報を掲載致しますので、逐次確認してください (<http://www.ug.emb-japan.go.jp>)。
- ・大使館からの連絡は在留届に従い各世帯主宛に行いますので、各世帯で情報の共有をお願いします。

(2) 一時避難場所及び緊急時避難先

- ・緊急事態発生の際には、常に周囲の状況に注意するとともに可能な限り情報を収集し、危険な場所に近づかないようにして下さい。事態が深刻になった際の一時避難場所(連絡が取れる場所が望ましい)は、どこにするか予め検討しておくことが必要です。
- ・大使館は緊急事態に際しての避難場所として、大使館事務所を想定しておりますが、事態の状況により他の場所を指定することがあります。

第一次避難場所と大使公邸



第一次避難場所の大使館事務所
Plot 8 Kyadondo Road, Nakasero

大使公邸
Plot 1 Kagera Road, Nakasero

(3) 緊急事態時における携行品, 非常用物資の準備

- ・「旅券」, 「現金」等の必要なものは, 直ぐに持ち出せるよう準備してください。
- ・緊急時には一定期間自宅待機をお願いすることがありますので「水」, 「食料」, 「医薬品」, 「燃料」等, 一週間分程度の備蓄品を非常用として準備しておいてください。
- ・緊急時に備えて準備しておくチェックリストは, 別紙を参照してください。

2 緊急事態発生時の行動

(1) 心構え

緊急事態の発生又はその恐れがある場合には, 大使館は皆様の安全に万全を期すため「情報収集」, 「情勢判断」及び「その対策」を行います。また, 必要な情報は随時「電話」, 「Eメール」, 「SMS」を通じて在留邦人の皆様に連絡します。緊急時は情報が錯綜しますので, 平静を保ち流言飛語に惑わされたりすることがないように注意してください。

(2) 大使館への連絡

- ・自宅周辺で異常事態を把握した場合には, 大使館へ連絡してください。情報を共有し, 情勢を検討する上で貴重な情報となります。
- ・自分や自分の家族, 又は他の邦人の「生命」, 「身体」, 「財産」に危害がおよぶ恐

れがあるときは, 迅速にその状況を大使館に連絡してください。

(3) 国外への退避

- 大使館が「退避勧告」を発出した際には, 一般商用便が運行している間はそれを利用し, 可能な限り早急に国外へ退避してください。その際は, 必ず事前もしくは事後(可能な限り事前に)に大使館(退避先在外公館または外務省も可)への連絡をお願いします。一般商用便の運行がなくなった場合や満席で予約が取れないような状況になった場合は, その他の方法(チャーター便の手配, 陸路による脱出等)による国外退避が必要となりますので, 大使館との連絡を緊密に保つよう心掛けてください。
- 事態が切迫した場合には, 大使館から退避又は避難のための集合を呼び掛けます。その際には, 上記1(2)で指定した緊急時避難先に集合して下さい。避難先で待機する必要があることも想定されますので, 可能な限り上記1(3)の非常用物資を持参するようお願いします。また緊急時には自分及び家族の「生命」, 「身体」の安全を第一に考え, その他の携行荷物は必要最小限にするようお願いします。

以 上

(別 紙)

緊急事態に備えてのチェックリスト

1 旅券

旅券については常時6ヶ月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください(6ヶ月未満の場合は切替新規発給申請をして下さい)。旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載してください。下段に血液型を記入しておくといいでしょう。また、イエローカードは旅券とともに所持しておいてください。

2 現金, 小切手, 貴金属, クレジットカード

これらの物は旅券同様に直ぐに持ち出せるよう保管しておいて下さい。現金は家族全員が一週間生活できる程度の外貨(「米ドル」, 「ユーロ」等)及びウガンダシリングを最低限用意しておくことをお勧めします。

3 自動車の整備等

- ・自動車の状態は常時, 良い状態を保ってください。
- ・燃料はタンクの半分以上入れておくよう, 日頃から心掛けてください。
- ・なお, 自動車を所有していない方は, 近くに住む自動車を所有している方と平素から連絡を取り, 必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

4 携行品の準備

- ・避難場所への移動を必要とする事態に備え, 上記1から3に加え次の携行品を備えておき, 直ぐに持ち出せるようにしておいてください。
- ・衣類(「長袖」, 「長ズボン」で行動しやすく且つ華美ではない物, 「麻」, 「綿」等の「吸湿性」, 「耐暑性」に富む素材が望ましい)
- ・履物(行動に便利で靴底の厚い頑丈なものが望ましい)
- ・洗面用具(「タオル」, 「歯磨きセット」, 「石鹸」等)
- ・非常用食料等
しばらく自宅待機する場合を想定して「米」, 「調味料」, 「缶詰類」, 「インスタント食品」, 「粉ミルク」等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員で一週間程度生活できる量を準備しておいてください。
- ・医薬品等
「家族用常備薬」, 「常用薬」, 「外傷薬」, 「消毒用石鹸」, 「絆創膏」等。
- ・ラジオ
電池仕様のもの(電池の予備も忘れないようにしてください)。
- ・その他
「懐中電灯(予備の乾電池)」, 「ライター」, 「ろうそく」, 「マッチ」, 「ナイフ」, 「缶切り」, 「栓抜き」, 「紙製の食器」, 「割り箸」, 「固形燃料」, 「簡単な炊事用具」, 「ヘルメット(防災頭巾)」。

以上

IV 結語

昨今の海外での治安・社会情勢は急激に変化しており、その分野の専門家であったとしても予想出来ないことがあります。予想出来ないからこそ、万が一に備え可能な範囲で安全対策に係る準備をしておく必要があります。

この「安全の手引き」を一読して頂き、在留邦人の皆様がウガンダでの安全対策により興味・関心を持って頂ければ幸いです。最終的に自分の身は自分で守らなくてはなりません。自宅あるいは職場で、皆様が実際の生活に照らし安全対策のシミュレーションを行い、その上でオリジナルの「安全の手引き」を作成し準備することが出来れば、皆様が被害に遭う確率はかなり低くなります。